

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第98号）（保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課）

学校教育法の一部改正に伴い、水道法施行令の一部が改正されることに準じ、本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を改めることとしました。また、技術士法施行規則の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第98号

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「短期大学」の右に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。)」を、「者」の右に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同項第6号及び第7号中「後」の右に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「高等専門学校を卒業した者」の右に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同項第10号中「又は水道環境」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例第2条第1項第10号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)